

法改正に伴う完了検査の注意点

令和7年4月以降に着工する物件について、計画建物に省エネ基準適合が義務付けられ、完了検査時に省エネ基準の検査も受けることとなります。

また、構造部分についても検査の特例が適用されません。

必要書類や手続きについて、改めてご確認をお願いいたします。

○完了検査申請時に提出が必要となる書類

省エネに係る部分の施工状況および工事監理結果の報告書である、

「省エネ基準工事監理報告書」（特定行政庁が規則で定めている場合は所定の様式）をご提出ください。

○完了検査時に提示が必要となる書類

以下の書類、写真を検査時にご用意頂き、検査員にご提示ください。

・省エネ基準工事監理報告書を補完する資料

完了検査時に型番等が目視により確認できない断熱材やサッシ、設備機器等は、

「納入仕様書」、「施工計画書」、「試験成績書」等の施工関連図書により確認します。

・構造に係る工事写真

基礎配筋や軸組、金物等の構造部分に係る工事写真を検査時に確認します。

詳細は、裏面をご確認ください。

○変更手続き

完了検査受検前に変更が生じた場合は、事前に変更手続きが必要となります。

例：設計時にはエアコン等を設置しない予定だったが、検査時に設置されていた場合や設計時と異なる機器が設置されていた場合、軽微な変更や省エネ適判の申請が必要となります。

納入仕様書等の施工関連図書が確認できない場合、事前に変更手続きが行われていない場合は、検査済証の発行ができません。

お引渡し時期等に影響することが想定されますのでご注意ください。

詳細内容に関しては、QRコード又はURLから
国土交通省資料ライブラリー内の各種マニュアルをご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/O4.html>



お問い合わせ 一般財団法人 さいたま住宅検査センター

さいたま事務所 048-621-5117

熊谷事務所 048-579-5988

東京事務所 0422-38-8390

SJK つくば確認検査事務所 029-846-5177

越谷事務所 048-988-0011

川越事務所 049-230-6080

所沢事務所 04-2994-9200

省エネ・住宅性能評価課 049-293-5925

構造部分に係る工事写真リストの例（木造の場合）

対象		写真の部分
材料		構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、 土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後	支持地盤の状況
	コンクリート 打設前	配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等） アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） 型枠の施工状況（各部の寸法、立上り型枠補強）
	コンクリート 打設後	脱型時期の記録 ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分		防腐防蟻処理の範囲 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 接合部に応じた接合具の種類、本数 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
屋根		瓦等、屋根ふき材の留付状況
大臣認定品		耐力壁、準耐力壁等